

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月13日

【四半期会計期間】 第99期第1四半期
(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石田 建昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務企画部長 岡島 真人

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務企画部長 岡島 真人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第98期前第1四半期 連結累計(会計)期間	第99期当第1四半期 連結累計(会計)期間	第98期
会計期間		自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
営業収益	(百万円)	15,180	13,843	58,500
純営業収益	(百万円)	14,839	13,390	57,110
経常利益	(百万円)	3,362	1,922	12,008
四半期(当期)純利益	(百万円)	1,997	2,580	7,160
純資産額	(百万円)	106,189	113,765	114,126
総資産額	(百万円)	620,966	775,006	664,766
1株当たり純資産額	(円)	398.98	405.59	406.92
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	7.53	9.23	26.33
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)			
自己資本比率	(%)	17.1	14.6	17.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	28,617	15,509	13,713
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	285	348	1,879
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	12,244	3,832	1,275
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	38,868	47,349	62,521
従業員数	(名)	2,241	2,401	2,335

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 第98期第1四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第98期、第99期第1四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 従業員数は就業人員数を記載しております。

4 記載している消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び子会社16社並びに関連会社3社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における重要な関係会社の異動は以下のとおりです。

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(持分法適用関連会社)						
西日本シティT T証券株式会社	福岡市博多区	1,575	金融商品取引業	40	-	役員の兼任 なし

(注) 西日本シティT T証券株式会社は、当第1四半期連結会計期間に連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しております。

なお、東海東京証券株式会社は、平成22年4月1日付で、本社を名古屋市中村区に移転しております。
また、トヨタファイナンシャルサービス証券株式会社は、平成22年4月5日付で東海東京証券株式会社を存続会社として、同社と合併しております。当該合併に伴い、連結子会社及び特定子会社に該当しなくなりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	2,401[326]
---------	------------

(注) 1 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、[]外数は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均人員であります。

2 上記のほか投資アドバイザー及びアセットアドバイザーの平成22年6月末の雇用人数は86名であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	61[5]
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、[]外数は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは金融商品取引業及び金融商品取引業に関連又は付随する業務を中心に営んでおります。当該業務の収益の状況等については、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に含めて記載しております。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、事業等のリスクに重要な変更及び新たに発生した事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、四半期報告書提出日(平成22年8月13日)現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計の基準に基づき作成しております。四半期連結財務諸表の作成にあたり、経営者は四半期決算日における資産・負債の報告数値及び偶発債務の開示、並びに報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを行わなければなりません。また、経営者は退職金、投資、法人税等に関して、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる方法により見積り及び判断をしておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は特に以下の重要な会計方針が、当社グループの四半期連結財務諸表の作成において用いられる重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

退職給付費用

従業員(執行役員を除く)に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には割引率、退職率、昇給率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待収益率などが含まれております。当社グループの適格退職年金制度においては、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより、退職率は直近3年間の実績率に基づき、それぞれ算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合は、その影響は累積され、一般的には将来期間において認識される費用及び債務に影響を及ぼします。

投資の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先の株式を所有しております。これらの株式には価格変動性の高い公開会社の株式と、価格の決定が困難である非公開会社の株式が含まれております。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、「金融商品に関する会計基準」に基づき減損処理を行っております。

公開会社の株式への投資の場合、株式の時価が、一定期間継続して取得原価を30%以上下回り続けたとき下落が一時的でないとは判断します。非公開会社については1株当たり純資産額が取得原価の50%以上下落した場合に減損処理を行います。

将来の市況悪化または投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失または簿価の回収不能が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を計上しております。評価性引当金の必要性を評価するに当たっては、将来の課税所得の発生及び税務計画を検討いたします。当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、業績変動の幅が大きく、長期にわたる課税所得の発生を予測することが困難であります。経営計画の策定にあわせ当該経営計画の期間を、将来の課税所得の見積り期間としておりますので、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りによって、評価性引当金が増減し、繰延税金資産の調整額が発生いたします。

(2) 当第1四半期連結会計期間の経営成績

概要

当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)のわが国経済は、前年度から引き続き、米国とアジアの経済拡大に伴って好調を維持した輸出が牽引役となり、全般に回復基調を維持しました。しかしながら、欧州では4月下旬からギリシャの財政危機が深刻化し、他の南欧諸国にも危機が波及するのではとの懸念が強まったことや、中国では不動産取引の過熱に対処するため金融引き締めを強化したこと等により、世界景気の先行きに不透明感が漂い始めました。ギリシャ危機によるユーロ安円高に、6月下旬からは米景気減速懸念によるドル安円高が加わったことも、日本の景況感に微妙な影響を与えました。

こうしたなか株式流通市場は、急落の展開となりました。日経平均株価は、3月に実施された日銀の量的緩和を好感した流れを受け継ぎ、4月上旬に一時11,400円台まで上昇しましたが、5月に入ると欧州の財政危機、中国の金融引き締め、欧米の金融規制等を嫌気して世界の株式相場が急落しました。日経平均株価もこれにつられて下げ、6月に入って加速した円高も加わって9,382円で6月末を迎えました。投資家動向では、リスク資産を回避しようと外国人投資家が売り越しに転じる一方、個人投資家は押し目買いを活発化させました。4～6月の東証1部の1日当たりの平均売買代金は、外国人投資家の売り圧力の強さを映して1兆6,420億円と、1～3月の1兆4,856億円をやや上回りました。

一方、債券流通市場は、堅調な展開となりました。世界的に株式相場が急落したことや、投資家の間でリスク回避姿勢が強まったこと、円高でデフレ懸念が残ったことから国債に資金が流入しました。長期金利の指標である10年物国債利回りは4月に1.40%でスタートした後、ほぼ一本調子で低下(債券価格は上昇)し、1.085%で6月末を迎えました。需給面でも、国内金融機関の預金残高が増加の一途をたどる一方、貸出金残高は急速に減少し、行き場のないカネ余りが債券価格を大きく押し上げました。

このような環境のなかで、当第1四半期連結会計期間の営業収益は前年同期比8.8%減少し138億43百万円、金融費用を控除した純営業収益は前年同期比9.8%減少し133億90百万円、販売費及び一般管理費は前年同期比1.8%増加し120億8百万円となり、営業利益は13億81百万円(前年同期比54.6%減少)、経常利益は19億22百万円(同42.8%減少)となりました。四半期純利益は東海東京証券株式会社(存続会社)とトヨタファイナンシャルサービス証券株式会社との合併に伴い承継した繰越欠損金にかかる繰延税金資産等を計上したことから25億80百万円(同29.2%増加)となりました。

受入手数料

連結会計期間	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
前第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	委託手数料	3,552	10	16	0	3,579
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	33	9			43
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料		4	2,559		2,563
	その他の受入手数料	12	10	801	496	1,320
	合計	3,598	34	3,378	496	7,508
当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	委託手数料	2,071	6	15	0	2,092
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	20	53			74
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料		2	3,619		3,621
	その他の受入手数料	36	5	1,096	312	1,451
	合計	2,128	67	4,731	312	7,240

当第1四半期連結会計期間の委託手数料は、前年同期比41.6%減少し20億92百万円となりました。このうち株式委託手数料は売買代金が前年同期の約6割と伸び悩んだことから、前年同期比では41.7%減少し、20億71百万円となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料のうち株券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は、IPO・POともに低調であったことから、前年同期比38.6%減少し20百万円となりました。一方、債券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料はトヨタファイナンス債の引受けなどを行ったことから前年同期の9百万円から53百万円と増加いたしました。

当第1四半期連結会計期間の受益証券の販売環境は、前年度第4四半期より回復し堅調に推移いたしました。また、前年度第1四半期がリーマンショックの影響で販売が伸び悩んでいたこともあり、受益証券に係る募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は前年同期比41.4%増加し36億19百万円となりました。この結果、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では前年同期比41.3%増加となる36億21百万円となりました。

その他の受入手数料のうち、受益証券の代行手数料は、基準価額の回復と堅調な販売による預かり資産残高の増加を受け、前年同期比36.8%増加となる10億96百万円となりました。また、その他の受入手数料に含まれる保険販売手数料は前年同期比48.5%減少し1億21百万円となり、受益証券の代行手数料と合わせたその他の受入手数料は前年同期比9.9%増加し14億51百万円となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の受入手数料は前年同期比3.6%減少し72億40百万円となりました。

トレーディング損益

連結会計期間	前第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)			当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	合計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	合計 (百万円)
株券等トレーディング損益	2,505	160	2,666	351	878	1,230
債券・為替等トレーディング損益	2,910	1,507	4,417	2,776	1,756	4,533
合計	5,415	1,668	7,084	3,128	2,635	5,764

当第1四半期連結会計期間のトレーディング損益は、株券等のトレーディング損益のうち外国株式については、欧米株式を中心に外国株式の販売が前年度に引き続き堅調でありました。一方で国内株式を中心とするディーリングは、ギリシャ財政問題等に端を発した円高の影響による国内株式市場の低迷により、大幅な減益となりました。この結果、株券等のトレーディング損益は前年同期比53.8%減少し12億30百万円の利益の計上にとどまりました。

一方、外貨建債券や仕組債の販売が前年度に引き続き堅調であったことから債券・為替等のトレーディング損益は前年同期比2.6%増加し45億33百万円の利益を計上いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間のトレーディング損益は、前年同期比18.6%減少し57億64百万円の利益となりました。

販売費及び一般管理費

当社グループはコスト削減を重要な課題として継続的にこれに取り組んでおります。当第1四半期連結会計期間は、取引関係費が提携証券の外債販売に対する支払手数料の増加などにより前年同期比42.8%増加し、23億85百万円となりました。一方で、人件費は業績連動給や福利厚生費の減少などから、前年同期比8.6%減少し56億85百万円となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の販売費及び一般管理費は前年同期比1.8%増加し120億8百万円となりました。

特別損益

当第1四半期連結会計期間において特別利益として、西日本シティTT証券株式会社の持分変更に伴う持分変動利益6億46百万円、金融商品取引責任準備金戻入1億39百万円を計上しております。

また、特別損失として、当社子会社の従業員による不祥事に係るお客様への代位弁済見込額についての貸倒引当金繰入額6億19百万円、固定資産除却損2億24百万円、有価証券評価減1億93百万円を計上しております。

トレーディング商品

当第1四半期連結会計期間末現在のトレーディング商品残高は次のとおりです。

区分		当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
資産の部の トレーディング商品	商品有価証券等	(百万円) 265,234	245,276
	株券	(百万円) 16,635	18,284
	債券	(百万円) 244,897	222,761
	受益証券	(百万円) 3,435	3,964
	その他	(百万円) 266	266
	デリバティブ取引	(百万円) 2,951	1,920
	オプション取引	(百万円) 791	740
	先物取引	(百万円) 44	68
	スワップ取引	(百万円) 1,698	1,080
	為替予約取引	(百万円) 324	
	為替証拠金取引	(百万円) 91	30
合計	(百万円) 268,186	247,196	
負債の部の トレーディング商品	商品有価証券等	(百万円) 123,188	107,615
	株券	(百万円) 15,596	20,431
	債券	(百万円) 107,588	87,183
	受益証券	(百万円) 3	
	デリバティブ取引	(百万円) 1,276	1,668
	オプション取引	(百万円) 1,056	1,239
	先物取引	(百万円) 33	24
スワップ取引	(百万円) 187	248	
為替予約取引	(百万円)	155	
合計	(百万円) 124,465	109,284	

(3) キャッシュ・フローの状況等

キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、155億9百万円のキャッシュの支出(前年同期は286億17百万円の支出)となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益は16億68百万円の黒字となりましたが、前連結会計年度末に比ベトレーディング商品(資産)が増加し209億89百万円の支出となる一方、トレーディング商品(負債)は151億81百万円の増加による収入となり、債券レポ取引及び現先取引残高が増加し有価証券担保貸付金が1,041億7百万円の支出となる一方、有価証券担保借入金は977億31百万円の増加による収入となったほか、法人税等の支払額54億29百万円によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に店舗統合に伴う新規設備投資による有形固定資産の取得や、ソフトウェアの新規取得により3億48百万円のキャッシュの支出(前年同期は2億85百万円の収入)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に短期社債の発行残高が増加し短期社債の収支が21億円の収入となり、西日本シティT T証券株式会社の第三者割当増資に伴う少数株主からの払込みによる収入が25億50百万円となる一方、配当金の支払額が25億16百万円の支出となったことにより38億32百万円の収入(前年同期は122億44百万円の支出)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末の残高は、前連結会計年度末より120億38百万円減少したほか、連結範囲の変更に伴う減少31億32百万円により473億49百万円(前年同期は388億68百万円)となりました。

資金需要

当社グループの運転資金の主なものは、株式及び債券を自己の計算により売買を行うために要する資金、顧客が行う信用取引に対し資金を貸し付ける業務及び人件費・不動産関係費など販売費及び一般管理費に係るものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において新たに発生した当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりであります。

当社グループは、平成21年4月より「経営3ヵ年計画～TT Revolution～」をスタートさせ、『プレミアハウス』のセカンドステージとして、厳しい経済・競争環境下でも勝ち残れる、証券会社を中核とする金融サービスグループへの更なる進化を目指しております。

「経営3ヵ年計画～TT Revolution～」では、大きく2つの基本戦略と、この戦略と施策の妥当性をチェックするための5つのキー・サクセス・ファクター(成功要因)を設定いたしております。

(基本戦略)

中長期軸：成長性に力点を置いた戦略的提携を主軸とする預り資産を含む営業基盤の拡大

短期軸：生産性に力点を置いた一層の取引拡大を主軸とする収益力向上

(キー・サクセス・ファクター)

成長性	: 東海東京フィナンシャル・グループの新たな需要創造
生産性	: 労働、商品、顧客、投資、プロセスの各生産性について、飛躍的向上を目指す
カスタマーロイヤルティ	: お客様から選ばれる証券会社として長期的な信頼関係を構築する
コミュニケーション	: お客様や株主様への情報発信と相互理解の深耕、役社員の情報・意識の共有によるTT Revolutionの達成
スーパーコミュニティハウス	: 地域密着とコミットメントによる地元への貢献と当グループ取引の拡大

また、「経営3カ年計画～TT Revolution～」の最終年度(平成24年3月期)のビジョンとして、次の数値目標を掲げております。

預り資産 : 連結・持分法適用会社を含め、経営3カ年計画策定時の2倍以上(6兆円)の規模を目指す。

連結ROE : 10%以上を目指す。

以上の戦略に基づき、当社の100%子会社である東海東京証券株式会社は、平成22年4月1日をもって本社を名古屋に移転するとともに、平成22年4月5日には、同じく当社100%子会社であるトヨタファイナンシャルサービス証券株式会社と合併いたしました。同社は、地域に根ざした金融機関として、これまで以上に中部地区のお客様や地域のニーズにお応えする施策の展開を図っております。

また、平成22年5月6日には、株式会社西日本シティ銀行との共同出資である西日本シティTT証券株式会社が営業を開始いたしました。同社は、東海東京証券株式会社より会社分割の方法により承継した天神支店(旧福岡支店)のほか2店舗を開設し、計3営業拠点の体制で新たなスタートを切っております。

さらに、当社は、海外金融機関とのアライアンス戦略も推し進め、東海東京証券株式会社と業務提携の関係にある中国大手証券会社 国泰君安証券股ブン(「ブン」は、「にんべん」に「分」)有限公司(以下「国泰君安証券」といいます。)の香港現地法人 国泰君安国際控股有限公司が香港証券取引所に上場するに際して、戦略的パートナーとして、同社の発行済株式総数の約1.2%分(約10億円)を平成22年7月に取得いたしました。

東海東京証券株式会社は、平成14年4月に国泰君安証券と業務提携契約を締結して以来、国泰君安グループの運用会社が運用受託する中国株投信を国内で販売する等により提携関係を築いてまいりました。今般の出資により、国泰君安証券とより一層の関係強化を図り、東海東京証券株式会社をはじめとした当社グループの顧客に対し、よりタイムリーかつ的確な中国関連情報を提供すること等を行ってまいります。

当社といたしましては、今後一層、アジアを中心とした海外の金融機関との提携を促進し、当社グループの顧客の対外投資を積極的にお手伝いする方針です。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。しかしながら、株式の大量買付行為（ ）において定義します。以下、同じです。）の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループにおける企業価値の源泉は、証券業および証券関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融市場等についての高度な専門知識と豊富な経験および当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。当社株式の買付けを行う者がこうした当社グループの企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。そして当社は、このような濫用的な買収に対して、必要かつ相当な対抗手段を講ずることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

また、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、平成21年度より、厳しい経済・競争環境下でも勝ち残れる、証券会社を中核とする金融サービスグループへの更なる進化を目指して「経営3ヵ年計画～TT Revolution～」を策定し、実行しております。この計画に基づき具体的な施策を実行していくことで、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上が図れるものと考えております。

さらに、基本方針の実現に資する取組みとしては、コーポレート・ガバナンスの充実も重要と考え、取締役会を日常業務を遂行する執行取締役とそれ以外の非執行取締役(社外取締役)で構成するとともに、意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入する等、「経営と執行の分離」を図っております。また、内部監査は、取締役会の諮問機関として設置した社外取締役を委員長とする監査委員会が行っており、社外取締役による業務執行状況のチェックが機能しやすい体制を構築しております。監査役会は社外監査役3名を含む5名で構成され、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は各種会議等に参加して積極的に意見を述べている等、監査役が十分な経営チェックを行える体制となっております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年5月24日開催の取締役会において「当社株式の大量買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といい、更新前の同対応策を「旧プラン」といいます。）の更新について第98期定時株主総会へ上程することを決議し、株主総会において株主の皆様のご承認をいただきましたので、本プランを更新いたしました。

本プランは、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者(以下「大量買付者」といいます。)の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得、(c)大量買付者が、当社の他の株主との間で当該他の株主が当該大量買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為((a)乃至(c)を総称して以下「大量買付行為」といいます。)を対象とします。

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者に対し、(a)事前に大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(b)大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示するため、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。かかる必要かつ十分な情報の提供と大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保するため、大量買付者には、当該時間が経過するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社は、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)には、(a)大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。なお、本プランでは、旧プランで採用しました取得条項(大量買付者から、その他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項)を削除しております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、および本プランに定めるルールが遵守された場合に当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性および公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。当社取締役会が、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大量買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かおよび対抗措置を発動するか否かを検討ならびに判断するにあたって、本プランに定めた対抗措置の発動に関して当社取締役会は、かかる独立委員会に必ず諮問することとします。

独立委員会は、3名以上の委員により構成され、委員は、社外監査役、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者等の社外者の中から当社取締役会が選任するものとします。

独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対し必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めながら、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

本プランは、取締役会の決議に際しては独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ同勧告を最大限尊重しなければならないものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性が確保できるよう設計されています。

本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

() 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、情報判断のための一定の評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

() 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは株主共同の利益を尊重する考え方に基づき設計され、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保するものです。本プランにより株主の皆様は適切な投資判断を行うことが可能となり、株主共同の利益に資するものと考えます。

さらに、本プランの発効は株主総会の承認を条件としており、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止が決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることから、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

() 会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、当社取締役会から独立性の高い社外者により構成される独立委員会が設置されており、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある外部専門家等の助言を得ることができることなどにより、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされています。したがって、本プランは、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

() デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができず、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

< 提出会社 >

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

< 国内子会社 >

当第1四半期連結会計期間において、連結子会社である東海東京証券株式会社の主要な設備の重要な異動については次のとおりであります。

主要な営業所の新設、移転及び廃止

会社（事業所）名	所在地	建物及び構築物 取得価額 (百万円)	異動年月	摘要
東海東京証券株式会社 名古屋支店(旧事業所 名 栄支店)	名古屋市中区 (旧所在地 名古屋市中区)	89	平成22年5月	移転し、店舗名を変更(賃借)
東海東京証券株式会社 名古屋中央支店	名古屋市中区		平成22年5月	廃止し、名古屋支店(旧栄支店)に統合(賃借)
東海東京証券株式会社 本店新栄町別館	名古屋市中区	13	平成22年5月	新設(賃借)

(2) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末において、重要な設備の新設、除却等の計画はありませんでした。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

なお、「設備の状況」に記載の金額については、消費税等を含んでおりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,730,000
計	972,730,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	280,582,115	280,582,115	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容になんら限定のない、当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。
計	280,582,115	280,582,115		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

平成21年6月26日定時株主総会決議、平成21年8月24日取締役会決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	667(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	667,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり358(注)2
新株予約権の行使期間	平成23年9月1日～平成26年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 442 資本組入額 221(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

又、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。但し、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当て契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の権利行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(本新株予約権の権利行使期間の末日までとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

第1回第2号新株予約権

平成21年6月26日定時株主総会決議、平成21年12月21日取締役会決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	100(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり378(注)2
新株予約権の行使期間	平成24年1月1日～平成26年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 465 資本組入額 232(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

又、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。但し、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
- 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。
- イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
 - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合。
 - ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
 - ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。
- 新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の権利行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(本新株予約権の権利行使期間の末日までとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。
- 新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。
- 本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日		280,582		36,000		9,000

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年3月31日の株主名簿により記載してあります。

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 926,000		単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 277,834,000	277,834	単元株式数1,000株
単元未満株式	普通株式 1,822,115		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	280,582,115		
総株主の議決権		277,834	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式678株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 3 6 2	926,000		926,000	0.33
計		926,000		926,000	0.33

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的に所有していない株式が、1,000株(議決権1個)あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	平成22年5月	平成22年6月
最高(円)	392	359	383
最低(円)	356	309	316

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	47,867	63,092
預託金	19,994	19,674
顧客分別金信託	18,804	18,484
その他の預託金	1,189	1,190
トレーディング商品	268,186	247,196
商品有価証券等	265,234	245,276
デリバティブ取引	2,951	1,920
信用取引資産	38,118	36,042
信用取引貸付金	28,572	20,894
信用取引借証券担保金	9,546	15,148
有価証券担保貸付金	344,146	245,995
借入有価証券担保金	239,261	166,791
現先取引貸付金	104,885	79,203
立替金	188	127
募集等払込金	346	274
短期差入保証金	8,981	7,986
短期貸付金	130	128
有価証券	-	99
未収収益	2,059	2,248
繰延税金資産	2,329	1,877
その他	2,654	988
貸倒引当金	50	23
流動資産合計	734,954	625,709
固定資産		
有形固定資産	1 9,514	1 9,574
無形固定資産	4,458	4,780
投資その他の資産	26,079	24,701
投資有価証券	14,324	13,516
長期差入保証金	3,759	3,734
繰延税金資産	1,300	710
その他	7,894	7,320
貸倒引当金	1,199	580
固定資産合計	40,052	39,057
資産合計	775,006	664,766

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	124,465	109,284
商品有価証券等	123,188	107,615
デリバティブ取引	1,276	1,668
約定見返勘定	5,814	6,119
信用取引負債	12,585	9,150
信用取引借入金	11,687	6,218
信用取引貸証券受入金	898	2,932
有価証券担保借入金	315,710	223,935
有価証券貸借取引受入金	82,858	107,190
現先取引借入金	232,851	116,744
預り金	21,420	19,603
受入保証金	3,578	3,291
短期借入金	152,371	150,614
短期社債	13,400	11,300
未払法人税等	233	5,873
賞与引当金	748	2,098
役員賞与引当金	-	54
その他	4,397	2,538
流動負債合計	654,726	543,864
固定負債		
長期借入金	2,995	3,050
退職給付引当金	1,524	1,480
役員退職慰労引当金	90	95
負ののれん	433	477
その他	1,302	1,366
固定負債合計	6,346	6,469
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	167	307
特別法上の準備金合計	167	307
負債合計	661,241	550,640

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金	33,155	33,155
利益剰余金	46,185	46,122
自己株式	444	442
株主資本合計	114,896	114,834
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	821	402
為替換算調整勘定	649	634
評価・換算差額等合計	1,471	1,037
新株予約権	28	20
少数株主持分	312	308
純資産合計	113,765	114,126
負債純資産合計	775,006	664,766

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業収益		
受入手数料	7,508	7,240
委託手数料	3,579	2,092
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	43	74
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	2,563	3,621
その他の受入手数料	1,320	1,451
トレーディング損益	7,084	5,764
金融収益	588	839
営業収益計	15,180	13,843
金融費用	340	453
純営業収益	14,839	13,390
販売費及び一般管理費		
取引関係費	1,670	2,385
人件費	6,220	5,685
不動産関係費	1,457	1,515
事務費	1,332	1,214
減価償却費	651	636
租税公課	182	147
貸倒引当金繰入れ	12	25
その他	271	397
販売費及び一般管理費合計	11,799	12,008
営業利益	3,040	1,381
営業外収益		
受取配当金	110	117
受取家賃	200	235
負ののれん償却額	0	43
持分法による投資利益	23	171
その他	55	41
営業外収益合計	391	609
営業外費用		
不動産賃貸原価	52	64
その他	17	4
営業外費用合計	69	69
経常利益	3,362	1,922
特別利益		
固定資産売却益	-	0
投資有価証券売却益	-	19
金融商品取引責任準備金戻入	53	139
持分変動利益	-	646
特別利益合計	53	805

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
特別損失		
有価証券評価減	1 11	1 193
投資有価証券売却損	1	2
固定資産売却損	-	0
固定資産除却損	13	224
減損損失	13	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	18
貸倒引当金繰入額	-	2 619
特別損失合計	39	1,058
税金等調整前四半期純利益	3,376	1,668
法人税、住民税及び事業税	1,835	125
法人税等調整額	454	1,042
法人税等合計	1,380	916
少数株主損益調整前四半期純利益	-	2,585
少数株主利益又は少数株主損失()	1	5
四半期純利益	1,997	2,580

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,376	1,668
減価償却費	651	636
負ののれん償却額	0	43
持分法による投資損益(は益)	23	171
退職給付引当金の増減額(は減少)	137	44
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	208	4
貸倒引当金の増減額(は減少)	14	645
受取利息及び受取配当金	703	957
支払利息	340	453
有価証券評価損益(は益)	11	193
投資有価証券売却損益(は益)	1	17
持分変動損益(は益)	-	646
固定資産売却損益(は益)	-	0
固定資産除却損	13	224
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	18
減損損失	13	-
顧客分別金信託の増減額(は増加)	3,500	320
募集等払込金の増減額(は増加)	28	72
トレーディング商品(資産)の増減額(は増加)	46,977	20,989
トレーディング商品(負債)の増減額(は減少)	19,559	15,181
信用取引資産の増減額(は増加)	10,799	2,075
信用取引負債の増減額(は減少)	4,775	3,434
有価証券担保貸付金の増減額(は増加)	173,739	104,107
有価証券担保借入金の増減額(は減少)	183,149	97,731
預り金の増減額(は減少)	1,784	1,813
受入保証金の増減額(は減少)	491	286
その他の資産の増減額(は増加)	7,853	2,892
その他の負債の増減額(は減少)	734	557
小計	28,808	10,521
利息及び配当金の受取額	516	802
利息の支払額	266	360
法人税等の支払額	59	5,429
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,617	15,509

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	68	263
有形固定資産の売却による収入	-	0
無形固定資産の取得による支出	743	121
投資有価証券の取得による支出	79	37
投資有価証券の売却による収入	1	92
差入保証金の差入による支出	14	144
差入保証金の回収による収入	19	81
その他	1,170	44
投資活動によるキャッシュ・フロー	285	348
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	12,028	1,756
長期借入金の返済による支出	50	55
短期社債の発行による収入	21,200	16,400
短期社債の償還による支出	20,700	14,300
自己株式の純増減額（は増加）	2	1
配当金の支払額	663	2,516
少数株主からの払込みによる収入	-	2,550
少数株主への配当金の支払額	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,244	3,832
現金及び現金同等物に係る換算差額	116	12
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	40,460	12,038
現金及び現金同等物の期首残高	79,328	62,521
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	-	3,132
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 38,868	1 47,349

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p> <p>トヨタファイナンシャルサービス証券株式会社は、平成22年4月5日に東海東京証券株式会社を存続会社として、同社と合併しており連結の範囲から除外しております。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間において、連結子会社であった西日本シティTT証券株式会社は、第三者割当増資により当社議決権所有割合が低下したため、連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しております。</p> <p>3. 会計処理基準に関する事項の変更</p> <p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益が2百万円それぞれ減少し、税金等調整前四半期純利益が21百万円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

連結子会社の第三者割当増資及び連結範囲の変更

当社の連結子会社である西日本シティTT証券株式会社(以下「西日本シティTT証券」)は、平成22年3月23日開催の取締役会において、株式会社西日本シティ銀行(以下「西日本シティ銀行」)に対して第三者割当増資を行うことを決議し、平成22年5月6日に実施いたしました。

(第三者割当増資の概要)

(1) 募集または割当方法

第三者割当

(2) 発行新株式数

普通株式 2,550株

発行価額

1株につき 1百万円

発行価額の総額 2,550百万円

資本組入額

増加する資本金の額 1,275百万円

増加する資本準備金の額 1,275百万円

(3) 払込期日 平成22年5月6日

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社及び西日本シティ銀行は、九州経済の中心として人口500万人を越す福岡県において、西日本シティ銀行の県内全域に亘る店舗網や豊富な顧客基盤、地域に根ざして築き上げたブランド力を活用するとともに、当社100%子会社の東海東京証券株式会社(以下「東海東京証券」)が独立系フルライン証券会社として培ってきた高度なノウハウ・機能を導入することで、福岡県内において、もっとも顧客から選ばれる証券会社を目指し、西日本シティTT証券を設立いたしました。

西日本シティ銀行との提携効果を十分に発揮させ、福岡地域のお客様に対して、地域に密着した、よりよい商品・サービスを提供するとともに、当社経営資源を集約するため、平成22年5月6日を期して、会社分割の方法により、東海東京証券福岡支店における金融商品取引業を西日本シティTT証券に承継いたしました。

分割承継いたしました資産・負債の内容は次のとおりであります。

資 産		負 債	
項 目	金 額 (百万円)	項 目	金 額 (百万円)
現金及び預金	0	預り金	201
顧客分別金信託	217	信用取引負債	27
信用取引資産	27	受入保証金	16
その他	0	その他	0
流動資産合計	246	流動負債合計	245
有形固定資産	6		
無形固定資産	3		
投資その他の資産	27		
固定資産合計	38		
合 計	284	合 計	245

また、当社と西日本シティ銀行は平成22年3月25日に「株主間協定書」を締結し、前記会社分割後、直ちに西日本シティTT証券が実施する第三者割当増資について、西日本シティ銀行が全額引受けることにより西日本シティTT証券を合併会社とすることに合意し、平成22年5月6日に西日本シティTT証券は西日本シティ銀行に対して第三者割当増資を実施しております。

(5) 持分変動利益

本第三者割当増資に伴う当社持分比率の低下により、当第1四半期連結財務諸表において、西日本シティTT証券は持分法適用会社となり持分変動利益(特別利益)6億46百万円を計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 6,833百万円	1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 6,948百万円
2 保証債務等 従業員(5名)の金融機関借入金に対する債務保証 7百万円	2 保証債務等 従業員(6名)の金融機関借入金に対する債務保証 8百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1 特別損失の有価証券評価減11百万円は、投資有価証券に係る評価減であります。	1 特別損失の有価証券評価減193百万円は、投資有価証券に係る評価減であります。
	2 当社子会社である東海東京証券株式会社の社員によるお客様の資金を不正に出金する等の不正行為に関し、同社においてお客様損害額への代位弁済債務及び不正行為を行った社員への債権が発生しております。この債権の金額について貸倒引当金を計上したものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 39,439百万円 預入期間が3ヶ月を超える 571 定期預金 現金及び現金同等物 38,868	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 47,867百万円 預入期間が3ヶ月を超える 517 定期預金 現金及び現金同等物 47,349
2 営業活動によるキャッシュ・フローの有価証券評価損益11百万円は、投資有価証券に係る評価減であります。	2 営業活動によるキャッシュ・フローの有価証券評価損益193百万円は、投資有価証券に係る評価減であります。

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	280,582,115

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	930,345

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

区分	当第1四半期 連結会計期間末
ストック・オプションとしての 新株予約権(百万円)	28

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,516	9.00 (うち特別配当 3.00)	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

当企業集団は、有価証券の売買等、有価証券の売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱いなどの金融商品業務を中心とする営業活動をグローバルに展開しております。

これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当企業集団の事業区分は「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

連結売上高に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額のうち、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)
関連会社株式	5,439
計	5,439

上記金融商品については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難であります。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

トレーディング業務で行うデリバティブ取引は、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
株式	株価指数オプション取引			
	売建	47,382	28	61
	買建	3,668	34	11

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

〔トヨタファイナンシャルサービス証券株式会社(以下「トヨタFS証券」)との合併〕

共通支配下の取引等

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：当社の連結子会社であるトヨタFS証券

事業の内容：金融商品取引業

企業結合日

平成22年4月5日

企業結合の法的形式

当社の連結子会社である東海東京証券株式会社(以下「東海東京証券」)を吸収合併存続会社、トヨタFS証券を吸収合併消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

東海東京証券株式会社(当社の連結子会社)

取引の目的を含む取引の概要

トヨタFS証券は、中部地区を中心に、トヨタグループのお客様を含む11万口座にのぼる強固なお客様の基盤を有しており、機能面ではインターネット取引を主体とするリテール証券業務に注力したユニークな証券会社として、これまで業務を展開してまいりました。

一方、東海東京証券は、中部地区を中心とする営業基盤を持ち、対面営業を主体とするリテール証券業務から中堅・中小企業向け投資銀行業務まで幅広く手がける独立系総合証券として、これまで地域金融機関との提携を主軸とする成長戦略を打ち出してまいりました。

トヨタFS証券及び東海東京証券は、それぞれの持つ長所を活かしつつ、商品・サービス・機能の一層の充実と業容の拡大を実現し、更なる飛躍を図るためには、両社の合併がもっとも効率的であるとの判断にいたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

〔西日本TT証券株式会社への会社分割〕

平成22年5月6日をもって当社の連結子会社である東海東京証券株式会社の福岡支店における金融商品取引業を分割しております。

詳細につきましては、(追加情報)に記載しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 405円59銭	1株当たり純資産額 406円92銭

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益 7円53銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 9円23銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期純利益(百万円)	1,997	2,580
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,997	2,580
普通株式の期中平均株式数(千株)	265,393	279,652

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

当社子会社である東海東京証券株式会社の社員により、お客様の資金を不正に出金する等の不正行為が行われておりました。

当該不正行為によるお客様の被害額である不正出金等がなされたことが判明した6億19百万円について、当第1四半期におきまして代位弁済のための未払金を同額計上しております。

なお、引き続き事実関係を調査中であり、今後当該金額に比べ増減する可能性がございますが、当社及び当社子会社の経営に重大な影響を与えるものではないと判断しております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月12日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松井夏樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小川 薫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月12日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松井 夏樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小川 薫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。